

地区計画の届出

※令和3年4月1日より、同意書(第4号様式)及び着手届(第5号様式)を廃止しました。

地区計画の区域内で建築物の建築や土地の区画形質の変更をする場合などは、市長に届出が必要です。

(1) 届出の必要な行為

- 土地の区画形質の変更 (概ね 30 cm以上の切盛等)
- 建築物の建築
- 工作物の建設
- 建築物等の用途の変更

※都市計画法に基づく開発許可を伴う行為の場合、届出の必要はありません。

(2) 届出の時期及び届出先

○ 時期 行為に着手する日の30日前

※ 他の法令(建築確認申請等)等により別途申請が必要な行為については、その申請前に届出が必要になります。

○ 届出先

〒489-8701 瀬戸市追分町6-4-1
瀬戸市役所 都市計画課建築指導係
TEL : 0561-88-2686 FAX : 0561-88-2695

○ 届出方法

窓口持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、適合通知書(副本)返送用に返信用封筒(A4以上、切手込)やレターパック等を同封してください。

(3) 届出の内容

- 行為の種別
- 行為の場所
- 着手予定日
- 完了予定日
- 設計又は施工方法

(4) 届出書等の様式

- 地区計画の区域内における行為の届出書(第1号様式)
- 地区計画の区域内における行為の変更届出書(第2号様式)
- 地区計画の区域内における行為の適合通知書(第3号様式)

※ 第3号様式については、第1号様式及び第2号様式の副本として受理・審査し、適合の際は適合通知書にかわるものです。

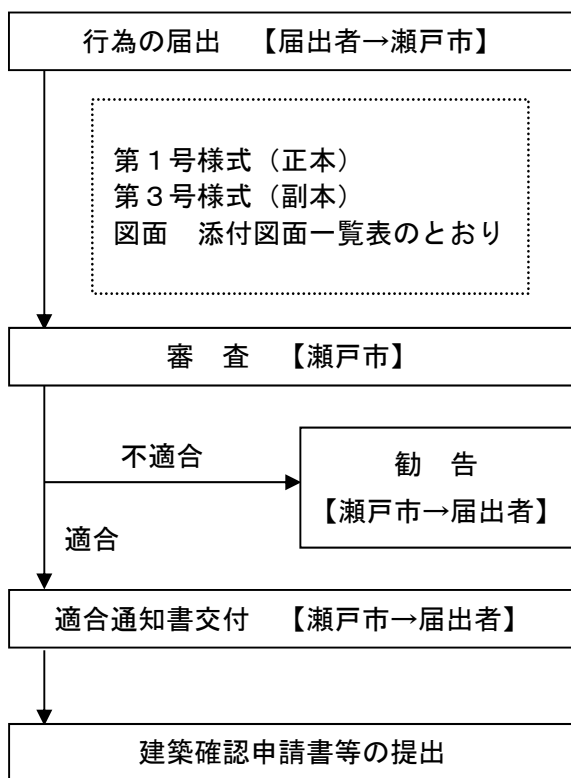
(5) 届出方法

- 『第1号様式（正本表紙）』及び『第3号様式（副本表紙）』に添付図面一覧表の図面をそれぞれ添付してください。
- 変更の場合は、『第2号様式（正本表紙）』及び『第3号様式（副本表紙）』に添付図面一覧表の図面（変更にかかる部分のみ）をそれぞれ添付してください。

※ すべての様式は、日本工業規格（JIS）A4判の用紙とします。

※ 届出等の様式は、瀬戸市のホームページ（<http://www.city.seto.aichi.jp/>）からダウンロードできます。

(6) 届出のフロー及び添付図面



【添付図面一覧表】

行為の種別	図面（縮尺）
土地の 区画形質の変更	① 土地整理図の写し（－） <small>※土地区画整理事業区域内（仮換地）の場合、仮換地図、敷地該当地番証明書、仮換地証明書の写し</small> ② 位置図（1/2,500以上） ③ 現況平面図（1/1,000以上） ④ 土地利用計画平面図（1/1,000以上） ⑤ 造成計画断面図（1/100以上）
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途変更	① 土地整理図の写し（－） <small>※土地区画整理事業区域内（仮換地）の場合、仮換地図、敷地該当地番証明書、仮換地証明書の写し</small> ② 位置図（1/2,500以上） ③ 配置図（1/100以上） ④ 2面以上の立面図（1/100以上） ⑤ 各階平面図（1/100以上） ⑥ 外構図（1/100以上） <small>※配置図と兼用可能</small>

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）（昭56建令6・追加）

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

瀬戸市長 殿

住所
 届出者 氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 瀬戸市
- 2 行為の着手予定日年 月 日
- 3 行為の完了予定日年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(i) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積				m ²
	(ii) 建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積		m ²	m ²	m ²
	(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途			
	(vi) かき又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

※ 連絡先 住所：
 氏名： 電話番号： () -

別記様式第十一の三（第四十三条の十一関係）（昭56建令6・追加）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

瀬戸市長 殿

届出者 住所
氏名

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分にかかる行為の着手年月日 年 月 日
- 4 変更部分にかかる行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※ 連絡先 住所：
氏名： 電話番号：（ ） —

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

年 月 日

殿

瀬戸市長

印

都市計画法第58条の2第1・2項の規定に基づき、年 月 日付けで届出のあった下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。

記

- 1 行為の場所 瀬戸市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築又は 工作物の建設	(a) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)			
	(b) 設計の概要	(i) 敷地面積	届出部分	届出以外の部分	合計
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途		
			(vi) かき又はさくの構造		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書(第2号様式)の提出が必要となります。